

新投資政策に伴う B O I 布告

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

新投資政策に伴うBOI布告

●既存投資奨励事業者の事業拡大支援策についての投資奨励委員会布告第7／2558号

投資奨励政策の変更の影響を軽減し、既存投資奨励事業者の事業拡張を支援するため、投資奨励委員会は仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条及び第一八条の内容に基づく権限に拠り、次のように布告する。

一、仏暦二五五七年一二月三日付けの、投資奨励政策と原則についての投資奨励委員会布告第2／2557号に基づく奨励業種ではない既存奨励プロジェクトは、元の場所で奨励を受けたプロジェクトに基づく生産力を増強することができ、生産力の増強部分について元の奨励証に示されたところに従い特典を受ける。ただし仏暦二五二〇年投資奨励法令の第二八条、第二九条、第三〇条、第三一条、第三五条及び第三六条に基づく租税に係る特典は除く。

二、奨励事業者は事務局が定めた原則に従いプロジェクト変更申請書を提出しなければならない。

ここに仏暦二五五八年(西暦二〇一五年) 四月二日から。

(おわり)

●投資奨励委員会布告第2／2557号の改定増補についての投資奨励委員会布告第6／2558号

新政策に基づく投資奨励の原則の改定増補が相当との判断から、投資奨励委員会は仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条及び第一八条の内容に基づく権限に拠り、仏暦二五五七年一二月三日付けの、投資奨励政策と原則についての投資奨励委員会布告第2／2557号の第六・一・三項の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「六・一・三、新しい機械を使用しなければならない。外国からの中古機械を使用する場合は以下の原則を有していなければならない。

一般ケース

(一) 製造年から輸入年まで5年以内の中古機械は、プロジェクトで使用が許可され、法人所得税免除において投資金として数えるが、輸入関税免除を受けられない。ここに機械の効率、環境への影響及びエネルギー使用、並びに適正価格評価面で信頼できる機関から保証書を得なければならない。

(二) 製造年から輸入年まで5年超・10年以下の中古機械は、プロジェクトで使用が許可され、法人所得税免除において投資金として数えるが、輸入関税免除を受けられない。ここに機械の効率、環境への影響及びエネルギー使用面で信頼できる機関から保証書を得なければならない。

生産地移転のケース

(一) 製造年から輸入年まで5年以内の中古機械は、プロジェクトで使用が許可され、法人所得税免除において投資金として数えるが、輸入関税免除は受けられない。ここに機械の効率、環境への影響及びエネルギー使用、並びに適正価格評価面で信頼できる機関から保証書を得なければならない。

(二) 製造年から輸入年まで5年超・10年以下の中古機械は、プロジェクトで使用が許可され、法人所得税免除において機械の帳簿価格の50%以下を法人所得税免除の投資金として数えるが、輸入関税免除は受けられない。ここに機械の効率、環境への影響及びエネルギー使用、並びに適正価格評価面で信頼できる機関から保証書を得なければならない。

(三) 製造年から輸入年まで10年超の中古機械は、プロジェクトで使用が許可されるが、法人所得税免除において投資金として数えず、輸入関税免除を受けられない。ここに機械の効率、環境への影響及びエネルギー使用面で信頼できる機関から保証書を得なければならない。

その他のケース

水運事業、空運事業、及び金型は適正に従ってプロジェクトで10年以上の中古機械を使用することを許可する。このとき輸入関税を免除し、法人所得税免除において投資金として数える。

詳細は事務局が定めた原則に従う。」

ここに仏暦二五五八年(西暦二〇一五年)四月二日から。

(おわり)